

マレーシア大学留学プログラム

SEKAIA が提供する「マレーシア大学留学プログラム」は、学生が学位取得に向けて最大限に能力を伸ばせるよう様々な場面でサポートをするプログラムです。

■ 対象

日本または海外の高校を卒業済もしくは卒業予定の学生

■ SEKAIA のマレーシア提携大学

<国立大学> マラヤ大学

<私立大学> サンウェイ大学、モナッシュ大学、インティ大学、ティラーズ大学、ヘルプ大学、APU大学
ウーロンゴン大学マレーシア校KDUキャンパス、ヘリオットワット大学、ノッティンガム大学
UCSI大学、TAR大学、SEGi大学

注) 上記以外の大学への入学手続は実施していません。

手続の流れ (お申込みから留学開始まで)	
STEP 1	留学カウンセリング *無料 まずは弊社のカウンセラーによる無料カウンセリング（留学個別相談）を受けましょう。 マレーシアの大学の専攻や入学の基準、英語レベル、費用など留学についてご説明します。
STEP 2	お申込み お申込みには、以下の2つが必要です。 (1) 「マレーシア大学留学プログラム」申込書の該当箇所（入学・渡航サポート）に必要事項を記入、捺印の上、提出 (2) 43,000円を申込金として指定口座に入金 ※お申込みに際し「マレーシア大学留学プログラム契約書」をご確認ください。
STEP 3	志望大学の選定と合格判定 マレーシア大学留学に向け、以下の手続を始めます。 (1)志望校選択：条件面等での希望や各個人の目標等に照らし合わせて志望校についてご提案・アドバイス (2)志望校への合格判定：SEKAIA が志望校に対して合格判定を依頼します。 ※SEKAIA 提携大学のみが合格判定対象になります。 ※合格判定は1校まで。追加で合格判定をご希望の方は入学・渡航前オプショナルサービスをお申込みください。 ※申込時点で提出できる最新の英文の成績表が必要です。
STEP 4	出願 STEP③で合格判定が出たら、出願手続に進みます。 「出願」以降の手続には「入学・渡航サポート」の費用残金106,000円のお支払いが必要となります。 (1) 出願前オリエンテーション：出願の準備や予防接種について等、今後の流れについてご説明します。 (2) 出願書類や滞在先申請書類の用意：必要となる書類を用意。ご用意にあたり SEKAIA がアドバイス、確認を行います。 (3) 出願：SEKAIA が代行して出願手続、出願費用・学生ビザ申請費用等の支払い代行を行います。 ※必要な場合は大学付属英語コースやファウンデーションコース／ディプロマコースへの申込書類も SEKAIA が提出します。
STEP 5	留学先決定 出願先の大学から合格通知（Offer Letter）が届きます。
STEP 6	入学手続 (1) 入学許可書・学生ビザ発行許可証に署名、SEKAIA が入学先大学に提出 (2) SEKAIA が初回授業料・初回滞在費の支払い代行を行います (3) 航空券取得、海外留学保険に加入：SEKAIA が代理店契約をしている AIG 社の保険をご案内します。AIG 保険にご加入の場合、SEKAIA が保険の発券手続を行います。 (4) 一次入国ビザ(Single Entry Visa)を取得 ※SEKAIA による代行申請をご希望の場合はオプショナルサービスをお申し込みください。 (5) 空港出迎えサービスを確保：SEKAIA が情報提供、申込書作成のご案内および代行申請を行います。 ※オンラインで授業を開始される場合は1)のみを行い、2)以降は渡航が決まり次第行います。
STEP 7	留学出発前（開始前）オリエンテーション (1) 開始前オリエンテーションの実施（オンライン授業に向けた心構え、トラブルの対応の仕方等のアドバイス） (2) 渡航前オリエンテーションの実施（入国時に必要な書類や注意事項、準備、携帯電話、銀行口座、ビザ更新、緊急時のアドバイス） ※オリエンテーションは、できる限り保護者の方のご同席をお願いしております。 ※開始前オリエンテーションは、渡航前にオンライン授業を受講する場合のみの実施となります。

STEP 8	<p>ご出発（渡航）またはオンライン入学開始</p> <p>ご出発（渡航）またはオンライン入学開始以降の「到着サポート」「生活・進級サポート」「緊急時サポート」「費用支払代行」は「入学・渡航サポート」にお申込頂いた方が対象となります。お申込みご希望の場合は、「マレーシア大学留学プログラム」申込書の「現地到着・留学開始後サポート」該当箇所に必要事項を記入の上、ご提出ください。</p> <p>※2023年10月1日現在すべての授業が対面での実施のみとなっております。</p> <p>※「到着サポート」「生活・進級サポート」「緊急時サポート」「費用支払代行」はご出発後のお申し込みはできません。</p>
---------------	---

■ 申込時に必要な書類

- 「マレーシア大学留学プログラム」申込書
- 英文と日本文による、高校3年間の成績証明書（または最新の成績証明書）と卒業証明書
※申込時に高校生の方は、申込時点で提出できる最新の成績をご提出ください。
- IELTS または TOEFL の公式スコア票 ※未取得の場合は後日ご提出ください。

■ 手続～ご出発まで

入学・渡航手続きサポート：149,000円（税込） ※国内取引53,000円に対しての消費税10%含まれる

※お申込時のお支払い：43,000円、下記④出願手続開始時のお支払い：残金 106,000円

大学進学に向け、目的・目標に合わせた大学、専攻選びを個別面談を通じて導き出し、候補校への合格判定を実施します。その後、留学開始に必要となる出願、渡航に向けた手続をサポートし、スムーズな留学開始が出来るよう、しっかりと準備します。

① コンサルティング

- ・志望校および専攻の絞り込みに向けた個別コンサルティングの提供
- ・マレーシア留学に関する最新の情報提供
- ・その他、相談者に必要な留学国や留学先に関するコンサルティングの提供

② 志望校、専攻を決定

留学の目的やご希望を踏まえた最適な大学および専攻の選定、ご提案

③ 合格判定

- ・志望校に対して出願前に合否を事前打診
 - ・大学からの奨学金有無を確認
 - ・合格判定結果、入学に必要な諸条件等をご報告
- ※合格判定は1校まで。追加で合格判定をご希望の方は入学・渡航前オプショナルサービスをお申込みください。

④ 出願手続

- ・出願前オリエンテーションの実施（出願書類や予防接種の案内等）
 - ・出願大学独自のポータルサイトへの登録 ※マラヤ大学のみ該当
 - ・出願書類、滞在先申請書類作成のアドバイスと出願代行
 - ・出願料、学生ビザ申請費用、の支払い手続代行（銀行送金手数料含む）
 - ・出願校に関する情報提供と出願校の入学オフィスとの折衝
- ※マラヤ大学に出願する場合、別途費用が発生します。ご希望の方は入学・渡航前オプショナルサービスをお申込みください。

⑤ 入学手続

- ・入学許可通知の取得と署名後の提出
- ・初回授業料、初回滞在費の支払い手続き代行（銀行送金手数料含む）
- ・空港出迎えサービスに関する情報提供、申込書作成の案内と申請代行手続
- ・海外留学保険加入手続
- ・開始前オリエンテーションの実施（オンライン授業に向けた心構え、トラブルの対応の仕方等のアドバイス）
- ・渡航前オリエンテーションの実施（入国時に必要な書類や注意事項、準備、携帯電話、銀行口座、ビザ更新、緊急時などのアドバイス）

※オリエンテーションは、できる限り保護者の方のご同席をお願いしております。

※開始前オリエンテーションは、渡航前にオンライン授業を受講する場合のみの実施となります。

- ・その他入学手続や渡航手続に関するアドバイスの提供

※航空券代、留学生傷害保険料、学生ビザ申請料、学校関連費用、その他留学先で必要となる生活費は「入学・渡航サポート」費用には含まれません。

ご出発前 オプショナルサービス

マレーシア大学 事前現地訪問手配 54,000 円(税込) ※1 日 ※海外取引のため消費税含まず

事前に現地の大学および周辺環境の見学を希望する方に対して、学校訪問の調整を致します。

見学は現地アドバイザーが同伴致します。なお、渡航費、滞在費は個人にてご負担頂きます。

別途、申込書がございますので、ご希望の場合はお申し出ください。

追加合格判定 18,000 円 ※追加 1 校あたり ※海外取引のため消費税含まず

候補校が 1 校に絞り切れない、複数校から合格判定がほしい場合はお申込みください。

- ・候補校に対して合否を出願前に事前打診
- ・大学からの奨学金有無確認
- ・合格判定の結果、入学に必要な諸条件などのご報告

マラヤ大学 出願費用 60,000 円 ※海外取引のため消費税含まず

マラヤ大学への出願をご希望の場合はお申込みください。

- ・出願校に関する情報提供と出願校の入学オフィスとの折衝
- ・出願前オリエンテーションの実施 (出願書類や予防接種の案内等)
- ・出願大学独自のポータルサイトへの登録 ※マラヤ大学のみ該当
- ・出願書類の作成アドバイスと出願代行
- ・出願料の支払い手続代行 (銀行送金手数料含む)
- ・その他入学手続に関するアドバイスの提供

学生ビザ代行申請 26,400 円 (税込) ※国内取引 24,000 円に対しての消費税 10% 含まれる

学生ビザ申請にお手伝いが必要な方はお申込みください。当サービスはマラヤ大学に進学する場合及びモナシュ大学の学部に直接進学する場合(ファンデーションコースを介さずに入学する場合)のみ該当します。その他の大学やファンデーションコースに入学する場合は該当しません。

- ・学生ビザ (Student Visa) 申請に必要な書類の案内
- ・学生ビザ (Student Visa) 申請に必要なEMGS (政府機関)への登録申請手続代行
- ・その他書類申請手続に関するアドバイスの提供

※ビザ代行申請は、ビザの取得を保証するものではありません。

一次入国ビザ代行申請 26,400 円 (税込) ※国内取引 24,000 円に対しての消費税 10% 含まれる

一次入国ビザ申請にお手伝いが必要な方はお申込みください。

- ・一次入国査証 (Single Entry Visa) 申請に必要な書類の作成アドバイス
- ・一次入国査証 (Single Entry Visa) の代理申請および代理受領
- ・その他書類申請手続に関するアドバイスの提供

※ビザ代行申請は、ビザの取得を保証するものではありません。

■ 現地到着/留学開始後サポート

※サポートは下記(1)～(4)の 4 種類があり、全てオプショナルです。

必要に応じて、複数のサポートを組み合わせて申し込むことが可能ですが、ご出発後のお申込みはできません。

(1) 到着サポート : 57,000 円 ※海外取引のため消費税含まず

マレーシア到着から 7 日間、SEKAIA の現地スタッフが入国や生活のサポートをいたします。

慣れない海外でも安心して留学生活を開始できます。

① マレーシア入国日の遠隔アドバイスの提供

- ・入国時にトラブルが起きた場合の遠隔サポート（空港出迎えスタッフや大学との連携サポート）
- ・滞在先チェックイン時にトラブルが起きた場合の遠隔サポート
- ・その他、入国に関するトラブル発生時のアドバイスの提供

② マレーシア入国日の到着報告

無事入国し、滞在先に到着できたことについての保護者様へのご報告

③ 到着オリエンテーション

到着後、下記等についての現地スタッフによるアドバイス

- ・マレーシアで必要な携帯電話のSIMカードやアプリの使用方法
- ・生活、留学開始するにあたっての準備
- ・緊急時の対応方法
- ・マレーシアで気を付けるべき生活習慣やルール

④ 生活サポート

- ・大学の国際オフィスへの登録手続サポート
- ・大学との折衝サポート
- ・健康診断に関するアドバイス
- ・銀行口座開設のためのサポート
- ・生活必需品の案内
- ・生活一般情報の提供（緊急時の連絡先、病院等の情報）
- ・その他、滞在先や日常生活の相談に対するアドバイスの提供

⑤ 緊急時のサポート（緊急時のみ時間外も対応します）

- ・生命に関わるような病気や怪我を発症した場合のアドバイスの提供および病院への同行（希望に応じて）
- ・生命に関わるような病気や怪我により、入院が必要な場合の入院手続サポート
- ・地震やテロ、交通事故など、生命に関わるような天災や事故が起きた場合の相談対応
- ・その他、生命に関わるような緊急事態が起きた場合のサポートの提供

※SEKAIAが代理店契約をしているAIG社の海外留学保険に加入することが必須です。

(2)生活・進級サポート : 216,600円（税込） ※国内取引 36,000円に対しての消費税10%含まれる

マレーシア到着8日目から1年間、SEKAIAの現地スタッフが大学生活全般のご相談に対応いたします。

充実した留学生活を実現するためのサポートを得られます。

① 大学生活全般の相談対応と現地情報の提供

- ・滞在先や日常生活に関する相談に対するアドバイスの提供
- ・海外留学保険の更新サポート（SEKAIAを通じた加入者のみ）
- ・休暇や一時帰国の関するアドバイス提供（希望に応じて）
- ・その他、生活全般に関するアドバイス提供

② 大学との折衝サポート

③ 面談実施とご家族への報告（3回）

④ 進級サポート（進級・転校・編入・ビザ更新等）

⑤ 保護者サポート（ご質問、ご相談対応等）

※上記①～⑤につきましては弊社営業時間（日本：月～金・10：00～18：30、マレーシア：月～金・9：00～17：30）での対応となります

※「緊急時サポート」は本サポート内容には含まれておりませんのでご注意ください。

(3)緊急時サポート（マレーシア到着から到着8日目から1年間） : 36,000円 ※海外取引のため消費税含まず

医療に関する緊急時の相談対応（時間外対応含む）

※SEKAIAが代理店契約をしているAIG社の海外留学保険に加入することが必須です。

(4)費用支払い代行 7,480円（税込） ※1件あたり※国内取引 6,800円に対しての消費税10%含まれる

授業料や滞在費用など入学後に大学等に支払をする際にお手伝いが必要な方はお申し込みください。

- ・お支払い内容、金額のご案内
- ・支払い代行

■サポートの継続

留学生活2年目以降も、サポートを継続することが可能です。

※サポートは下記の4種類があり、全てオプショナルです。

必要に応じて、複数のサポートを組み合わせて申し込むことが可能です。

- 生活・進級サポート（1年間） : 165,600円（税込）
- 面談実施・報告レポート（1年間） : 108,000円（税込）
- 緊急時サポート（1年間） : 36,000円（税込）
- 最終学年向け：就活パーソナルコーチング : 250,000円（税込）

※詳細についてはお問い合わせください。

マレーシア大学留学プログラム 契約書

SEKAIA 株式会社（以下「甲」といいます）が主宰する「マレーシア大学留学プログラム」（以下「本プログラム」といいます）について、甲と留学参加者（以下「乙」といいます）は、次の通り契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条 [本プログラムの目的]

本プログラムは、マレーシア（以下「留学国」といいます）における甲の提携大学（以下「留学先」といいます）への入学を希望する乙に対して、甲が、乙の希望、能力等に応じた留学先の選定につき助言を行い、入学のために必要な諸手続の代行等の取次ぎサービスを提供し、かつ、希望者に対しては留学先でのアドバイス等を行うことにより、乙の充実した留学生活を実現することを目的としています。

第2条 [甲が行うサポートの内容]

甲が乙に対し、提供するサポートは以下の通りです。

- (1) 入学・渡航手続サポート（本契約第3条参照）
- (2) ご出発前オプショナルサービス（本契約第4条参照）
- (3) 現地到着・留学開始後サポート（本契約第5条参照）

第3条 [入学・渡航手続サポート]

本契約第2条 [甲が行うサポートの内容] (1)に定める「入学・渡航手続サポート」の内容は以下の通りです。

(1) 出願校選択における個別指導

乙の希望、留学の目的・目標、学力、予算等の条件とともに甲は乙と相談のうえ、乙に適した大学を紹介します。

(2) 合格判定

甲は、(1)により乙が希望した大学について合格判定を行います。※合格判定は1校まで。追加で合格判定をご希望の方は入学・渡航前オプショナルサービスをお申込みください。

(1) 出願手続

(2)で合格判定が出た大学に対し、甲は出願および滞在先確保のための書類の案内、調整、費用（出願料、学生ビザ申請費用等）の案内および支払い代行*、出願手続、必要に応じて入学交渉を行います。また、出願前オリエンテーションにて予防接種等を案内します。

万が一、乙の第一希望の大学が定員枠等の問題により入学が不許可となった場合は、第二または第三希望の大学への入学申請手続を行います。

また、大学入学に向けて必要な場合、付属英語コース、ファンデーションコース、ディプロマコースへの出願手続も含みます。

※乙は甲に対して、指定の期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払い頂くことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続を停止し、または希望の出発日までに留学手続を完了できなくなる場合があります。請求および支払い方法は、本契約第9条に定める通りとします。

(4) 入学手続

(3)で出願した大学から甲は入学許可通知を受理し、乙がサイン後、甲が大学に提出します。

また、入学準備として甲は空港出迎えおよび海外留学保険加入の案内と代行手配を行います。

※留学先が空港送迎サービスを実施していない場合は、乙自らが空港から滞在先まで移動する必要があり、甲は移動方法等についてアドバイスします。

※海外留学保険の代行手配は、SEKAIA が代理店契約をしている AIG 社の海外留学保険に限ります。

開始前オリエンテーションではオンライン授業に向けた構え、トラブルの対応の仕方等のアドバイスを行います。

また、渡航前オリエンテーションでは入国時に必要な書類や注意事項、準備、携帯電話、銀行口座、ビザ更新、緊急時などのアドバイスを行います。

※オリエンテーションは、できる限り保護者の方のご同席をお願いしております。

※開始前オリエンテーションは、渡航前にオンライン授業を受講する場合のみの実施となります。

第4条 [ご出発前オプショナルサービス]

本契約第2条 [甲が行うサポートの内容] (2)に定める「ご出発前オプショナルサービス」の内容は以下の通りです。※乙は全て選択しないことも、複数選択することも可能です。

(1) マレーシア大学 事前現地訪問手配

乙が訪問を希望する大学に対して、甲は訪問調整と訪問時の同伴を行います。

(2) 追加合格判定

乙が希望する場合、別途甲に対して費用を支払うことにより、甲は追加で乙が希望する志望校に対して出願前の合格判定を依頼し、結果や入学に必要な諸条件等を案内します。

(3) マラヤ大学 出願費用

乙がマラヤ大学への出願を希望する場合、別途甲に対して費用の支払いが必要です。

(2) ビザ代行申請（学生ビザおよび一次入国ビザ）

乙が希望する場合、甲は乙に対してビザ申請に必要な書類の案内および代行申請を行います。

※ビザ代行申請は、ビザの取得を保証するものではありません。

第5条 [現地到着・留学開始後サポート]

本契約第2条 [甲が行うサポートの内容] (3)に定める「現地到着・留学開始後サポート」の内容は以下の通りです。

※乙は現地到着・留学開始後サポートを申し込まず、または希望するサポートのみを選択して申し込むことも可能です。現地到着・留学開始後サポートはご出発後はお申し込みいただけません。

(1) 到着サポート

乙が留学国に到着した日から7日間、甲は以下のサポートを行います。

- ・留学国入国日にトラブルが発生した際の遠隔アドバイス
 - ・留学国入国日における保護者に対する到着報告
 - ・到着オリエンテーション（携帯電話のSIMカードやアプリの使用方法、生活、留学開始するにあたっての準備、緊急時の対応方法、マレーシアで気を付けるべき生活習慣やルール等についての現地スタッフによるアドバイス）
 - ・生活サポート（大学の国際オフィスへの登録手続サポート、大学との折衝サポート、健康診断に関するアドバイス、銀行口座開設のためのサポート、生活必需品の案内、生活一般情報の提供、その他、滞在先や日常生活の相談に対するアドバイスの提供）
 - ・緊急時のサポート
- (2) 生活・進級サポート
- 乙が留学国に到着して8日目から1年間、甲は以下のサポートを行います。
- ・進級サポート（進級・編入・転校・ビザ更新等のアドバイス）
 - ・海外留学保険の更新サポート ※SEKAIAを通じた加入者のみ
 - ・面談実施とご家族への報告（3回）
 - ・保護者サポート（ご質問、ご相談対応等）
 - ・大学生活全般の相談対応と現地情報の提供（必要に応じてなされる留学先との連絡・交渉、履修科目登録など学習全般に関するアドバイス、授業料や滞在費用の請求書に関する確認方法および支払い方法等のアドバイス、乙の生活に関するアドバイス、休暇や一時帰国に関するアドバイス等）※甲は留学開始後に最初に滞在する滞在先への手続のみを行うものとし、滞在先を留学先が指定する寮以外に変更する場合には、乙の責任のもとに変更することとなります。
- (3) 緊急時サポート
- 乙が留学国に到着して8日目から1年間、甲は事件・事故・災害、貴重品等の盗難・紛失時、保険手続等の緊急時における相談・保護、病気・怪我等についてのサポート、アドバイスを行います。
- ※甲が代理店契約をしているAIG社の海外留学保険に該当サポート期間乙が加入していることが必須です。
- (4) 費用支払い代行
- 乙が希望する場合、別途甲に対して費用を支払うことにより追加で留学先等に対する費用の支払いを代行します。その場合留学費用等の支払いについては第8条に定める内容を適用するものとします

第6条 [参加費用]

- 乙は、甲に対し、甲が提供する第3条、第4条および第5条の所定のサポートに対する対価として、次に定める各サポート参加費用を支払います。
- (1) 入学・渡航手続きサポート 149,000円（税込）
 - (2) 入学・渡航前オプショナルサービス
 - ・マレーシア大学 事前現地訪問手配 1日 54,000円
 - ・追加合格判定 18,000円※追加1校あたり
 - ・マラヤ大学 出願費用 60,000円
 - ・学生ビザ代行申請 26,400円（税込）
 - ・一次入国申請ビザ代行申請 26,400円（税込）

- (3) 現地到着・留学開始後サポート
- | | |
|------------|------------------|
| ・到着サポート | 57,000円（税込） |
| ・生活・進級サポート | 216,600円（税込） |
| ・緊急時サポート | 36,000円 |
| ・費用支払い代行 | 7,480円（税込）※1件あたり |
- (注) 「追加合格判定」「マラヤ大学出願費用」「現地到着・留学開始後サポート内緊急時サポート」は国外取引のため非課税です。

第7条 [参加費用に含まれない経費]

次の費用をはじめとする本プログラムのサポート範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- ・日本の自宅～留学先間の航空運賃を含む交通費
- ・留学生義務保険料
- ・海外旅行傷害保険料（留学生保険）
- ・ビザ申請費用および申請に係る諸経費
- ・入学金、授業料、課外活動費、教材費、滞在費、滞在先の手配費等の学校関連費用
- ・語学教育機関や家庭教師等が必要な場合の研修関連費
- ・習い事に必要な費用
- ・通学のための交通費
- ・日用品代
- ・乙の緊急時に甲が出捐した交通費、宿泊費、電話代、その他実費
- ・その他、通信代、お小遣い等を含めた個人的な費用
- ・甲への支払いに際しての振込手数料（銀行他金融機関の定める振込手数料は乙の負担とさせて頂きます。）
- ・上記のほか、第3条、第4条および第5条に記載された各サポート以外の諸費用については、乙と甲が協議した上で決定した費用を、乙が負担するものとします。

第8条 [留学費用等の支払い]

- 1 乙は、出願料・学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払い頂くことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続を停止し、または希望の出発日までに留学手続を完了出来なくなる場合があります。
- 2 学費・滞在費等の現地必要経費は事前の予告なく変更されることがあります。これらの費用が変更された場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。
- 3 出願料、学費・滞在費等の現地必要経費を甲にて送金代行する場合の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用するものとします。
※請求日は、支払い代行を乙が甲に依頼した翌営業日後の日付とします。
- 4 甲にて送金代行する場合、初回出願時の登録料、学生ビザ申請費用などに加え、初年度の授業料および滞在費等（1回目のご請求分）の支払いのみ追加手数料等なく対応いたします。2回目以後の授業料、滞在費および差額分などの支払に際しては、以下の条件を適用するものとします。
 - ・1回あたり7,480円の送金手数料を支払金額（円貨）に追加してご請求致します。

- ・送金代行の実施日：

毎月 7 日までにお支払いいただいた送金分→15 日
 毎月 22 日までにお支払いいただいた送金分→30 日

に送金対応いたします。（各日付が土日、祝日、年末年始等弊社休業日の場合には、その前日）

・送金代行の実施日以外で送金実施が必要となる場合上記に定める送金手数料とは別に 3,000 円の緊急手配費用を申し受けます。

第9条 [契約の成立]

乙の本プログラムへの参加には、甲が定める参加条件に適合する必要があります。その後、乙が甲指定の参加申込書に所定事項を記入し、乙が申込時に未成年の場合には両親等の法定代理人の同意を得たうえで、申込金を添え参加申込書を甲に対して提出し、甲においてこれを受け付けた時点で本契約は成立します。なお、「現地到着・留学開始後サポート」については、サポート開始日の 2 週間前までに申込書および所定の費用を納めた場合のみ契約成立としますが、ご出発後のお申し込みは受付できません。

第10条 [参加条件等]

- 乙から甲に対する申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けないことがあります。
- (1) 乙の申込みが、各大学の定める参加条件に適合しない場合
 - (2) 乙が甲の定めた「留学に関する適性」を欠くとみなされる場合
 - (3) 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
 - (4) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
 - (5) 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て、留学が不適切であると甲が判断したとき
 - (6) その他甲の業務上やむを得ない事情がある場合

第11条 [留学先の条件変更]

乙が入学手配を申し込んだ留学先大学および語学教育機関は、出願後は、原則として変更することができません。

第12条 [解約と返金]

- 1 乙が乙の事情で本契約を解除した場合、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払うものとします。
 [入学・渡航サポート：契約締結日から合格判定まで]
 - (1) 契約締結日から起算して 8 日目までになされた解約：解約料なし
 - (2) 契約締結日から起算して 9 日目以降 30 日目までになされた解約：申込費用 43,000 円の 50%
 - (3) 乙から合格判定のための必要書類を甲が受理した日以降になされた解約：申込費用 43,000 円全額（返金はありません）

※但し、上記解約日が②および③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

[入学・渡航サポート：出願手続開始以降]

(1) 乙が入学・渡航サポート費残金を甲に支払い、出願前オリエンテーション当日までになされた解約：入学・渡航サポート費用の 40%

(2) 出願前オリエンテーション翌日から合格通知取得までになされた解約：入学・渡航サポート費用の 70%

(3) 合格通知取得以降になされた解約：入学・渡航サポート費用全額（返金はありません）

[現地到着・留学開始後サポート：到着サポート]

(1) 到着サポート申込日から出発前日までになされた解約：到着サポート費用の 10%

(2) 留学国到着当日以降になされた解約：到着サポート費用全額（費用の返金はありません）

[現地到着・留学開始後サポート：生活・進級サポート]

(1) 生活・進級サポート申込日からサポート開始前日（オンライン受講の場合は大学のオリエンテーション実施前日）までになされた解約：生活・進級サポート費用の 10%

(2) サポート開始当日（オンライン受講の場合は大学のオリエンテーション実施当日）から 90 日目までになされた解約：生活・進級サポート費用の 70%

(3) サポート開始当日（オンライン受講の場合は大学のオリエンテーション実施当日）から 91 日目以降、180 日目までになされた解約：生活・進級サポート費用の 80%

(3) サポート開始当日（オンライン受講の場合は大学のオリエンテーション実施当日）から 181 日目以降、270 日目までになされた解約：生活・進級サポート費用の 90%

(4) サポート開始当日（オンライン受講の場合は大学のオリエンテーション実施当日）から 271 日目以降になされた解約：生活・進級サポート費用全額（返金はありません）

[現地到着・留学開始後サポート：緊急時サポート]

(1) 緊急時サポート申込日からサポート開始前日までになされた解約：緊急時サポート費用の 10%

(2) サポート開始日から 90 日目までになされた解約：緊急時サポート費用の 70%

(3) サポート開始日から 91 日目以降、180 日目までになされた解約：緊急時サポート費用の 80%

(4) サポート開始日から 181 日目以降、270 日目までになされた解約：緊急時サポート費用の 90%

(5) サポート開始日から 271 日目以降になされた解約：緊急時サポート費用全額（返金はありません）

2 前項により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した本参加費用から解約料を差し引いた金額を、乙に払い戻します。

なお、学費、滞在費等の費用の払い戻しについては当該機関の定めによります。乙が別途手配した航空券等運輸機関および海外傷害保険（留学生保険）の手配に関する解約料および払戻金額についても当該機関の定めによります。

※返金に際しての振込手数料については乙の負担とさせて頂きます。甲は、乙に対し、上記解約料と振込手数料を差し引いた金額を返金します。

第13条 [契約内容の変更]

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。この場合、甲から乙に対して、本参加費用の返還はしません。

- (1) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不適当であると認めた場合
- (2) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不適当であると認めた場合
- (3) 甲または現地アドバイザーの病気、休暇等の事情により代理アドバイザーを臨時に手配する必要がある場合
- (4) 甲の判断によるやむを得ない事情により、乙の教育機関等の留学先または現地アドバイザーを変更する必要が生じた場合（本契約第11条【留学先の条件変更】参照）
- (5) 書面により乙から契約内容の変更の申し出があつた場合
- (6) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第14条【契約の解除】

- 以下の場合、甲は直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 乙が留学先からの放校／退学処分を受け、またはその他の理由により在学資格が失われた場合
 - (2) 乙または保護者等の法定代理人が甲に対して申告した事実に虚偽または既往症の未申告などの重大な遺漏があつた場合
 - (3) 乙の事情により、乙が本プログラムの参加を取り止めた場合
 - (4) 乙がマレーシア政府あるいは学校指定の留学生義務保険もしくは任意の海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入せずに渡航し、またはこれらを解約した場合
 - (5) 乙の留学継続が乙の健康上の理由により困難であると甲が判断した場合
 - (6) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適当であると認めた場合
 - (7) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適当であると認めた場合
 - (8) 乙が車、単車その他の免許を必要とする乗り物の運転/運行をした場合、または現地で運転免許を取得した場合
 - (9) 乙が麻薬、覚醒剤、毒物を所持または使用等した場合
 - (10) 乙が甲または現地アドバイザーに対して暴力、セクシャルハラスメントその他のハラスメント（嫌がらせ）等を行った場合
 - (11) 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払を完了しなかった場合
- ※以上の解除事由に該当する場合、支払われた参加費用および所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用および損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

第15条【責任範囲】

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

第16条【免責事項】

- 1 甲は、次に例示するような事由により、乙が留学できず、または留学希望先校への正式入学ができなかった場合は、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
 - (1) 出願した学校、コースなどが定員に達していて入学できなかった場合
 - (2) 申し込んだ滞在先の滞在施設が定員に達していた場合またはその他の留学先の事情により入寮、入室できなかつた場合
 - (3) 通信事情または留学先の事情により入学許可証が期日までに届かなかつたために入学できず、または予定していた時期に入学できなかつた場合
 - (4) 条件付合格の場合において、乙が、留学先が定める英語力・学力等の基準に事前研修期間内に到達せず入学できなかつた場合
 - (5) 乙の成績または語学力が不足したため、乙が希望の留学先に留学できなかつた場合
 - (6) 乙が留学先から乙の希望する他大学に編入できなかつた場合
 - (7) 乙において、ローンにより契約費用の調達を予定していた場合において、予定したローンが実行されないことにより必要な費用の支払いができず、手続の継続が不可能と判断される場合
 - (8) 留学先の都合による奨学金内容の変更や授業または履修科目に変更があった場合
 - (9) 甲が、留学先等から送られてくる最新資料に基づき入学手続代行等の手配をしたにもかかわらず、留学先等の事情により入学基準の変更、授業内容の変更、授業時間や回数の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更がなされた場合
 - (10) 乙に起因する理由で入国を拒否された場合または留学国の入国管理局等の当該機関による査証（ビザ）の発給が遅延し、もしくは拒否されたことによって、留学国への入国が遅延もしくは不可能になった場合の責任
 - (11) 乙の査証取得（延長、更新含む）が不許可になった場合
- 2 甲は、次に例示するような事由により生じた乙の不利益または損害（ただし、以下の例示事由に限られない。）について、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
 - (1) 運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ハイジャック、ストライキ、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力または第三者の責による交通機関に関する乙の不利益・損害
 - (2) 天変地異、政変、テロ、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の不利益・損害
 - (3) 留学国が査証（ビザ）発給基準、滞在許可条件等を変更することによって発生した乙の不利益・損害
 - (4) 留学国が外国人の渡航を制限し、または予め設定していた制限を撤廃しないため、乙が留学国に渡航出来ないことに

- より発生した乙の不利益・損害
- (5) 留学先、ホームステイ先、寮等の滞在先における盗難・事故・係争など乙の留学国滞在中または渡航中に受けた不利益・損害
 - (6) 乙の留学国への渡航中、滞在中または旅行中に発生した、交通事故を含む事故、怪我、病気等に基づく不利益・損害
 - (7) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙またはこれに関連して起こった全ての不利益・損害と責任
 - (8) 為替、物価の変動、学費や滞在費等の改定による乙の経済的損失
 - (9) 留学先から停学、放校、退学等の処分を受けた場合の不利益・損害（学費、滞在費の損失を含む）
 - (10) 乙が留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残額返金等の責任
 - (11) 乙の学力・英語力不足に起因する留学先への入学不許可または入学後の留年等についての責任
 - (12) 乙の学業成績や資格試験の結果が不良であったことの責任
 - (13) 乙のために行う開始前または出発前オリエンテーション等の事前ガイダンスに乙が参加しなかったために発生した乙の不利益・損害
 - (14) 乙が留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入していないかった場合の現地における事故、病気等に基づく補償
 - (15) 留学国の法令・風俗・道徳もしくは留学先教育機関の規則等についての乙の無知または認識不足により乙が受けた不利益・損害
 - (16) 乙の交友関係に起因して乙に生じた損害についての責任
 - (17) 留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益・損害
 - (18) 現地アドバイザーが、甲の業務範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任
 - (19) 甲が指定する到着日に乙が従わぬことによって入国または手配した滞在先への入居が遅延し、もしくはこれらが不可能となった場合における乙の不利益・損害
 - (20) 乙が申し込んだサポート内容または該当期間以外の事象に起因した乙の不利益・損害
 - (21) 本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。
- 3 以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要実費は本サポートの進行状況により返金されない場合があります。

第17条 [連絡の方法]

本プログラムでは、乙へのサポートをよりスムーズに行うため、乙の法定代理人は、日常の連絡を甲の日本国内の担当者に行うものとします。甲からの指定がない限りは、乙のご両親等の法定代理人は、直接甲の現地アドバイザーに連絡しないものとします。但し、事故、怪我等の緊急時は除きます。

第18条 [現地アドバイザー業務の代行・補助]

現地アドバイザーが病気や休暇等の理由により、アドバイザー業務を行えない場合または事前に告知されていない予定

の変更、病気・事故等の緊急事態により現地アドバイザーがただちに対応できない場合、甲は乙に対して臨時にアドバイザー業務を代行し、または補助する者を手配します。

第19条 [研修成果の不担保]

本プログラムは、甲が乙に対し、乙の留学生活をサポートするサービスを提供することを目的としています。従って、語学力または学力の向上などの留学先での研修成果や、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第20条 [有効期間]

本契約の終了時期は、それぞれ下記の通りとします。

- (1) 入学・渡航前サポート：契約締結日から起算して2年後の日付 ※但し、提供するサポートが2年以内に完了した場合は完了した日付を終了日とします。
- (2) 到着サポート：留学国到着日から起算して7日目
- (3) 生活・進級サポート：サポート開始日から起算して1年後の日付
- (4) 緊急サポート：サポート開始日から起算して1年後の日付乙がさらに甲によるサポートの延長継続を希望する場合は、前期間満了日の1か月前までに、更新契約を締結するものとします。但し、期間満了前に帰国する場合は、乙の帰国日をもって契約の終了日とします。

第21条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

第22条 [準拠法令等]

本契約の解釈および本契約に定めのない事項については、日本国内の法令および慣習によるものとします。

第23条 [裁判管轄]

本契約および本プログラムに関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 [約定の変更]

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもとに変更されることがあります。

第25条 [発行期日]

本契約は、2025年11月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

—以上、契約条項—

【個人情報の取り扱いについて】

SEKAIA 株式会社は、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

- (1) 個人情報を利用する目的
取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下「本サポート」といいます）への参加手続およびそれに関連するご連絡、本サポートの実行およびそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サポートへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サポートをお申込みされる方が未成年者（満18歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払いのためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1か月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。
- (2) 要配慮個人情報の取得、利用および提供について
本サポートの参加手続および渡航手配、本サービスの実行およびそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、留学サポート者等、外国にある第三者へ提供する可 能 性 が あ り ま す 。
- (3) 個人情報の第三者提供について
取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。
①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす留学先またはインターナンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。
②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航および宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航および宿泊手配を行なう旅行代理店に第三者提供します。
③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。
- (4) 取得得の任意性について
個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。
- (5) 個人情報の開示等の請求について
当社に提供して頂いた個人情報について、提供者には、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目11-1 ヒューリック渋谷美竹通りビル6階

SEKAIA 株式会社 代表取締役 曾根靖雄

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail:info@sekaia.co.jp

受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30

< マレーシア大学留学プログラム申込書 >

NAME (ローマ字)			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
名前 (学生氏名)			国籍	
生年月日	西暦 年 月 日 (満: 才)	パスポート有効期限	____年____月____日	
現住所 (本人住所)	〒 TEL : 携帯 : email:			
保護者 緊急連絡先	住所 (現住所と違う場合のみ記入) : 保護者氏名 : 携帯 : email :			
出身校 (最終学歴)	学校名 : 住所 : (〒_____) 卒業年月 年 月 卒業 (または見込み)			
英語能力 ※スコアをお持ちの場合のみ記入	<input type="checkbox"/> TOEFL _____ 年 ____月 取得 <input type="checkbox"/> IELTS _____ 年 ____月 取得 <input type="checkbox"/> 英検 _____ 級 年 ____月 取得		SEKAIA レベルチェック ※受験済みの場合のみ	____年 ____月 受験
希望専攻名	※未定の場合は記入不要		入学希望時期	____年 ____月
希望進学先	※希望がある場合は大学名を記入 ※複数の場合は第一希望から順に記入			

「マレーシア大学留学プログラム契約条項」および「個人情報の取り扱いについて」をよく読み、その内容を理解した上で、以下、各種サポートに参加申し込みを行います。またこの申込書の内容に相違がないことを確認します。

ご出発前のサポート	ご希望の場合✓ をご記入ください。	お申込希望される該当サポートにご署名 (ご本人/保護者) を お願いいたします。	
入学・渡航サポート		学生氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____	
ご出発前オプショナルサービス			
マレーシア大学事前現地訪問手配		学生氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____	
追加合格判定		学生氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____	
マラヤ大学出願費用		学生氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____	
学生ビザ代行申請		学生氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____ 保護者氏名 : _____ 記入日 : _____	

一次入国ビザ代行申請		学生氏名 : _____ 保護者氏名 : _____ 保護者氏名 : _____	記入日 : _____ 記入日 : _____ 記入日 : _____
<p>現地到着・留学開始後 サポート</p> <p>ご希望の場合✓ をご記入ください。</p> <p>お申込希望される該当サポートにご署名（ご本人/保護者）をお願いいたします。</p>			
到着サポート		学生氏名 : _____ 保護者氏名 : _____ 保護者氏名 : _____	記入日 : _____ 記入日 : _____ 記入日 : _____
生活・進級サポート		学生氏名 : _____ 保護者氏名 : _____ 保護者氏名 : _____	記入日 : _____ 記入日 : _____ 記入日 : _____
緊急時サポート		学生氏名 : _____ 保護者氏名 : _____ 保護者氏名 : _____	記入日 : _____ 記入日 : _____ 記入日 : _____
費用支払い代行		学生氏名 : _____ 保護者氏名 : _____ 保護者氏名 : _____	記入日 : _____ 記入日 : _____ 記入日 : _____
備考欄 (SEKAIA 使用)			

【プログラム参加費用 振込先口座】

金融機関名：三井住友銀行 目黒支店 (普通) 7395600

名 義：株式会社ICCコンサルタンツ [カ] アイシーシーコンサルタンツ]